

家畜商免許証交付までの流れ（※住所地が宮城県である方の場合）

1) 家畜商講習会の受講（宮城県以外の都道府県で受講していただいても構いません）



2) 宮城県知事へ免許申請を行う

- ・申請窓口は、最寄りの家畜保健衛生所・畜産振興部
- ・申請時必要書類
 - 個人の場合：
 - ①家畜商免許申請書【様式第6号】及び欠格要件に該当しない誓約書【別記様式】
 - ②家畜商講習会修了証明書の写し
 - ③写真2枚（家畜商免許証用：申請前6ヶ月以内に撮影，横2.5cm×縦3cm）
 - ④法定代理人の同意書（未成年である場合）
 - 法人の場合：上記①及び従業者全員の上記②～④に加え，
従業者調書・定款及び登記簿の抄本
- ・手数料
 - 個人の場合：1,800円の収入証紙を貼付
 - 法人の場合：従業者1～4人 2,200円の収入証紙を貼付
従業者5人以上 3,500円の収入証紙を貼付

約2週間後，家畜保健衛生所・畜産振興部から
申請者に免許証番号を連絡

3) 最寄りの法務局へ営業保証金の供託を行う

- ・営業保証金の額 個人の場合：2万
法人の場合：家畜の取引に従事する人数により金額が異なる
- ・免許証番号を記載する必要性あり



4) 免許申請を行った家畜保健衛生所・畜産振興部にて，供託書の写しと引き換えに免許証を交付

※家畜商は，法務局へ営業保証金を供託し，供託書の写しを添付して知事に届け出た後でなければ営業を開始してはならない（家畜商法第10条の2）ため，供託書の写しと引き換えに免許証を交付するもの